

日本社会医療法人協議会 ニュース

略称 **日社協ニュース**第 **1** 号

平成26年5月1日 発行

発行所：一般社団法人日本社会医療法人協議会 発行人：西澤寛俊
 〒102-0071 東京都千代田区富士見2-6-12 TEL/FAX：03-6261-0138 URL：http://nishakyo.or.jp/ E-mail：info@nishakyo.or.jp
 制作：株式会社日本医療企画 〒101-0033 東京都千代田区神田岩本町4-14 TEL：03-3256-2864

◎ 巻頭言

2025年の医療提供体制における 中心的存在となるべき

西澤寛俊 一般社団法人日本社会医療法人協議会会長



現在、日本の医療は公的保険で運営されています。そのなかで医療提供側には「非営利性」が求められています。医療法人の持分の問題を含め、非営利が実現できているかという、必ずしもそうではない面がありました。こうした実状を踏まえて厚生労働省の「これからの医業経営の在り方に関する検討会」では、医療法人に求められる非営利性、効率性、透明性、そして公益性の4つについて議論され、非営利性においては基金拠出型医療法人が誕生するなど、医療法人制度の改革が進められてきました。

この議論のなかで「公益性の高い医療法人」についても検討がなされました。それまでは、特定医療法人および特別医療法人(平成24年3月末廃止)が公益性の高い医療法人とされていましたが、そこからもう一歩踏み込んで、より公益性の高い医療を提供する医療法人が必要との考えから、第5次医療法改正より、特に地域医療において重要な「5事業」を担う医療法人として、「社会医療法人」が誕生することになりました。

平成19年4月の制度創設以来、これまでに215の社会医療法人が認定されています。社会医療法人は徐々に増えてきている一方で、いくつか課題も出てきました。

まず1つは、特定医療法人・特別医療法人の社会医療法人への移行が思ったように進んでいないことです。制度創設時、特定医療法人・特別医療法人は400法人以上あり、これらの医療法人にはできるだけ早期に社会医療法人に移行してもらいたいと考えていました。しかし、現在の社会医療法人の認定数に鑑みると、約半数の特定医療法人・特別医療法人が社会医療法人に移行できていないことになります。移行未達成の要因はさまざま考えられますが、大きな問題として社会医療法人の認定要件が挙げられます。現行の認定要件のなかには、救急医療等確保事業の実績基準をはじめ、非常にハードルの高い要件が多くあります。これを満たせないと認定取り消しにつながりかねない状況か

ら、二の足を踏んでいる医療法人も少なくありません。

これに関連してもう1つ大きな課題が、社会医療法人認定取り消し時の一括課税です。現行では、認定が取り消された場合、認定以後の非課税となっていた累積所得金額すべてに一括課税されることとなっています。万一取り消しに至った場合、それが医療法人そのものの存続を脅かすこととなります。

これらは非常に大きな問題だと考えています。当協議会としては、要件の見直しを目指して活動を行っていく所存です。

また、当協議会では、社会医療法人のあり方についても見直していかねばならないと思っています。特に現在、2025年に向けて医療提供体制の改革が行われています。このなかで、社会医療法人が果たすべき役割は何なのか。私自身は、新しい医療提供体制における柱、中心となっていかなければならないのが社会医療法人であると自負しています。その役割をしっかりとつくり上げていく必要があるのではないのでしょうか。

これからの医療提供体制では「地域」がキーワードとなります。「地域医療ビジョン」「地域包括ケアシステム」など、あらゆる政策に「地域」という言葉が入ることからもおわかりいただける

でしょう。私たち社会医療法人の認定要件は、地域医療計画のコアとなる5事業。となれば、地域医療のコアを担う医療法人であることをきちんと認識し、医療を提供していかなければなりません。医療提供体制は当然、地域ごとに違うわけですから、当協議会としましては、先に挙げた課題の解決に向けてオールジャパンで取り組むとともに、並行して各地域の実状を把握しながら地域単位での活動を展開していきたいと考えています。

さらに、社会医療法人が地域医療の核となっていくためには、国民の意識の改革も必要です。公益性の高い医療を提供する社会医療法人には今後、これまでなかなか実現していないものの、委譲を受けたり、指定管理者となるかたちで公的病院の運営を担うことも期待されています。これまで“公”が提供してきた医療を、社会医療法人が代わって提供するという事です。ただ、これはあまり急にやってしまうと、国民の感情においてなかなか難しい面があります。そのため当協議会としては、社会医療法人の位置づけや役割を

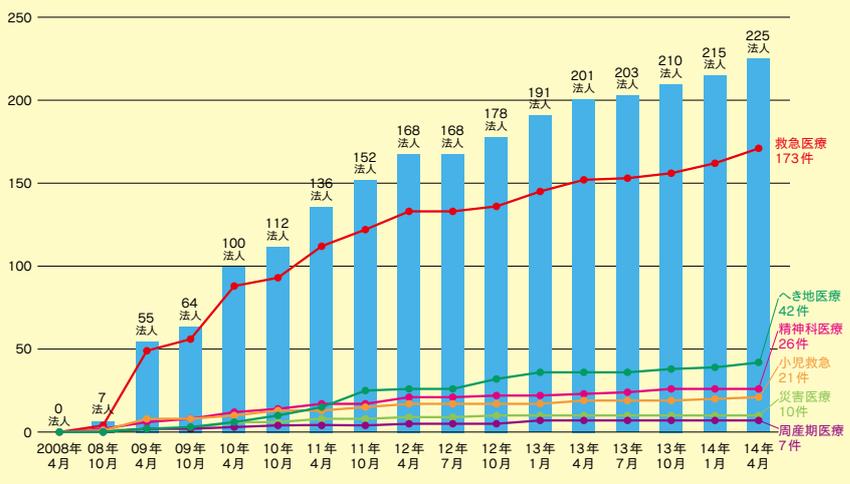
国民にわかりやすく伝えていくことが責務であると捉えています。

一方で、各社会医療法人による取り組みも非常に重要です。たとえば、社会医療法人の組織のなかに地域の方を入れていくということ。地域住民にとって「自分たちの病院」という意識を持ってもらうことが必要だと考えています。また、きちんと実績を見せていくことも不可欠です。いくら言葉でアピールしても、内容が伴わなければ国民に納得してもらうことはできません。時間のかかる活動ではありますが、各地域のなかで着実に実績を積んでいくことが大切であり、各社会医療法人のこうし

た活動のサポートも当協議会の役割の1つです。

前述したように、2025年、2050年に向け、医療提供体制の改革が進められています。そこでのキーワードは「地域」のほかに、「医療機関の機能分化と連携」や「医療の効率化」などがありますが、もう1つ欠かせないのは「医療の質」です。より医療の質の向上に努め、継続させることが、これからの医療機関には求められています。当協議会では、質の高い医療をきちんと考えながら、各病院団体と連携して改革に積極的に対応していかなければならないと考えています。

図 社会医療法人認定数の推移



日本社会医療法人協議会基本的活動方針

高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中で、国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制の確立が求められている。

このため、第五次医療法改正においては、地域医療の重要な担い手である医療法人について、特に

地域で必要な救急医療、精神科救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児救急医療の提供を担う医療法人として新たに社会医療法人制度が創設された。

平成19年4月の創設以来、これまでに全国で215の医療法人が認定され、地域に良質かつ適切な医療を効率的に提供している。この社会医療法人制度を今後も一層発

展させていくことは、地域医療の土壌を強固にし、社会の強靱なセーフティネットを形成することに他ならない。

われわれは、平成17年2月に「特定・特別医療法人の会」として発足し、同年12月に「社会医療法人協議会」と名称変更を行い、社会医療法人制度の創設のために活動してきたが、制度創設に伴い、社会医療法人の健全なる発展を図り、その運営を助成することにより国民医療の向上を図ることを目

的に平成25年12月9日に日本社会医療法人協議会を設立した。本協議会は、目的達成のため、次の各種施策の実現を目指すべく活動を行っていくものである。

1. 社会医療法人制度のあり方の再検討

(1) 社会医療法人の実績基準の適正化

現行の認定要件中、救急医療等確保事業の実績基準はきわめてハードルが高いうえ、救急医療、精神科救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急医療の業務分野ごとに要件充足の難易度に差がある。なおかつこれらの基準は、地域の医療提供体制の変動という外的事情や当該地域における社会医療法人自身の確保事業への貢献により、充足の可否が大きく左右され、社会医療法人のあずかり知らない原因や確保事業への貢献結果から、認定取消しにつながりかねない。

こうした社会医療法人制度の根幹に及ぶ課題を解消するためには、現行の実績基準を緩和し柔軟に運用する必要がある。

(2) 社会保険診療収入割合80%基準の見直し

社会医療法人は他の医療法人と異なり収益事業が認められ、そこで得られた収益を医療に活用できることとされている。本来ならば、自由に収益事業を営んでいくことが可能なのだが、それと同時に社会保険診療収入等が全収入の80%を超えていなければならないとも規定されている。したがって、収益事業の大幅な実施は、絵に描いた餅と化している。社会医療法人の経営の自由度を高めるためには、80%基準の緩和が必要で

ある。

2. 社会医療法人に関する税制の見直し

(1) 社会医療法人認定取消し時の一括課税の見直し

社会医療法人の認定が取り消された場合には、社会医療法人となって以後の非課税とされた累積所得金額すべてに一括課税されることになっているが、これは医療法人の死命を制することになりかねないため、見直すことが必要である。

(2) 固定資産税等の非課税範囲の統一と拡充

社会医療法人の「救急医療等確保事業の用に供する固定資産」に対しては、固定資産税等が非課税とされている。この非課税範囲の取扱いが全国の市町村で必ずしも統一されていないため、法解釈の明確化と統一を求めていくこととする。併せて、非課税の範囲を「医療の用に供する固定資産」全般に拡充することも求めていく。

(3) 社会医療法人の行う附帯業務の「収益事業」からの除外

社会医療法人の業務には病院、診療所の運営という本来業務に加え、居宅介護系事業や医療関係者の養成等の附帯業務があるほか、広範な収益業務が認められている。法人税法上の「収益事業」から除外されているのは、このうち

社会医療法人の本来業務たる医療保健業だけであるが、附帯業務には巡回診療所やへき地診療所の開設等も含まれるなど、公共性・公益性の面において必ずしも本来業務に劣るとは言えない。したがって、附帯業務も法人税法上の「収益事業」から除外することを求めていく。

(4) 社会医療法人に対する寄付金税制の整備

社会医療法人を税法上の特定公益増進法人とし、これらに対して寄付が行われた場合、寄付をした側については支出額の一定部分を所得税法上の寄付金控除の対象及び法人税法上の損金とするよう求めていく。

3. 社会医療法人の運営の支援等

社会医療法人及び社会医療法人を目指す医療法人(以下「社会医療法人等」という)を対象とする講習会・研修会の実施、社会医療法人制度に関する調査研究の実施、機関誌の発行及びホームページ並びに電子メールの活用による情報提供等により社会医療法人等の運営を支援するとともに広く社会医療法人の活動内容を広告する。

また、上記1、2の課題を解決するため、四病院団体協議会、日本病院団体協議会及び日本医師会等医療関係団体との連携を図る。

日本社会医療法人協議会・総会開催について

日時：平成26年6月20日(金) 14時から16時

場所：公益社団法人全日本病院協会 大会議室
〒101-8378 東京都千代田区猿楽町2-8-8
住友不動産猿楽町ビル7F

詳細につきましては後日改めてご案内致します。

平成26年度 事業計画

社会医療法人は、特に地域で必要な救急医療、精神科救急医療、災害時医療、へき地の医療、周産期医療及び小児救急医療の提供を担っているが、これらの医療はいわゆる不採算医療であり、社会医療法人が今後とも国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスを継続的に安定的に提供する上で、社会医療法人に関する制度及び税制は必ずしも整っているとはいえない状況にある。

日本社会医療法人協議会は、「社会医療法人の健全なる発展を図り、その運営を助成して国民医療の向上を図る」との目的を実現するために、平成25年12月に発足し、「日本社会医療法人協議会基本的活動方針」を定めた。その基本方針に従って、本年度は下記の事業に取り組むこととする。

1. 社会医療法人の普及に関する事業

(1) 社会医療法人制度のあり方の再検討

- ①社会医療法人制度の実績基準の適正化
- ②社会保険診療収入割合80%の見直し

(2) 情報化への対応

- ①機関紙の発行(年2回)
- ②ホームページの充実とEメールによる情報発信

厚生労働省等からの社会医療法人及び開設医療機関に関連する通知の発信

(3) 講習会・研修会の実施

- ①社会医療法人：トップマネジメント研修の実施

(研修科目) 医療法人制度論、会計・税務実務論、経営・財務管理論

- ②その他社会医療法人の抱える課題とその解決方策を中心とする研修会の実施

2. 社会医療法人の育成に関する事業

(1) 社会医療法人を取り巻く税制の改正の要望

- ①社会医療法人認定取消し時の一括課税の見直し

②固定資産税等の非課税措置の統一と拡充

③社会医療法人の行う附帯業務の収益事業からの除外

④社会医療法人に対する寄付金税制の整備

(2) 調査・研究

社会医療法人の基礎的データの収集と運営に係る意識調査 他

3. 医療関係団体との協力、連携

社会医療法人の抱える課題を解決するため、四病院団体協議会、日本病院団体協議会等の病院団体及び日本医師会等医療関係団体との綿密な連携

一般社団法人日本社会医療法人協議会

1. 設立年月日 2013 (平成25) 年12月9日
2. 目的 社会医療法人の健全なる発展を図り、その運営を助成して国民医療の向上を図ること
3. 事業 (1) 社会医療法人の普及に関する事業
(2) 社会医療法人の育成に関する事業
(3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
4. 事務所 〒102-0071
東京都千代田区富士見2-6-12 AMビル3階
TEL/FAX (03) 6261-0138
E-mail info@nishakyo.or.jp
5. 設立役員

代表理事(会長)	西 澤 寛 俊	社会医療法人恵和会理事長
理事(副会長)	神 野 正 博	社会医療法人董仙会理事長
理事(副会長)	伊 藤 伸 一	社会医療法人大雄会理事長
理事(副会長)	加 納 繁 照	社会医療法人協和会理事長
理事	小笠原 博	社会医療法人博進会理事長
理事	星 野 俊 一	社会医療法人福島厚生会理事長
理事	石 井 暎 禧	社会医療法人石心会理事長
理事	関 健	社会医療法人城西医療財団総長
理事	宮 城 敏 夫	社会医療法人仁愛会理事長
監事	日 野 頌 三	社会医療法人頌徳会理事長
監事	石 井 孝 宜	公認会計士
監事	五十嵐 邦 彦	公認会計士
顧問	竹 内 實	社会医療法人即仁会医業経営研究所所長